

2002年度 博士学位請求論文

村落共有空間の観光的利用
に関する地理学的研究

(論文概要書)

池 俊介

〈学位論文概要書〉

村落共有空間の観光的利用に関する地理学的研究

池 俊介

1. 本論文の目的

村落共有空間とは、近世の村落社会において生産・生活に必要不可欠な土地資源として村落構成員の総有とされ、明治期以降も村落構成員による集団的所有・管理のもとに置かれてきた入会林野・地先（沿岸）漁場などの空間である。本論文では、第二次大戦後の高度経済成長期以降に全国各地に形成された観光地域うち、とくに村落共有空間を舞台として入会集団による自律的な空間利用が行われている地域の実態を分析することにより、村落共有空間の観光的利用の意義と問題点を実証的に明らかにすることを目的とした。さらに、地域社会を構成する多様な社会集団・組織に焦点をあてた社会地理学的な分析を通して、村落共有空間の観光的利用の展開に伴って地域社会に発生している諸問題の存在を明らかにするとともに、それらの問題を克服するために必要な集団的所有・管理の仕組みについても検討し、村落共有空間の利用を促進し持続的な地域社会の維持をはかるための具体的な方途を探ることを目的とした。

2. 本論文の構成と内容

[第1章]

まず第1章では、従来の研究を踏まえて村落共有空間の推移と現状を整理するとともに、第二次大戦後の高度経済成長期以降に展開された村落共有空間の観光的利用の概要とその意義について論述し、さらに近年における集団的所有・管理の評価をめぐる多様な見解をまとめることで、本論文における研究課題の明確化を図った。

村落共有空間のうち入会林野は、政府による一連の入会林野解体政策と造林事業の進展などの林野利用の変化に伴い、明治期以降その面積を大きく減少させてきたが、現在でも優に200万haを超える面積の入会林野が存在している。一方、「海の入会地」とも言うべき地先漁場は、明治期以降も近世以来の一村専用漁場としての性格を受継ぎ、現在も共同漁業権の主体である地区漁協により独占的に利用・管理されている。

これら村落共有空間においては、第二次大戦後の高度経済成長期以降の観光需要の増大のなかで、多様な形態での観光的利用が進められてきた。とくに入会林野においては、農林業的な利用価値の低下に伴い入会林野が「くず山」として認識されていたこともあるて、ゴルフ場・別荘地・スキー場等の観光施設の適地として大規模な観光事業が進められた。また、地先漁場においても、スキューバダイビング等の多様な海洋性レクリエーションが普及するとともに観光的利用への圧力が高まった。当初、漁業活動と海洋性レクリエーションとの空間的競合が顕著であるため、観光的利用に対して漁業者が拒否的な態度をとるケースが多かったが、近年の沿岸漁業の衰退傾向のなかで急速に地先漁場の観光的利用が活発化しつつある。

こうした村落共有空間の観光的利用の実態については、ドラスティックな景観的变化を伴うため、地理学者をはじめ多くの研究者の関心を集めてきたが、一般に空間利用の変化の実態や観光施設経営の実態の分析、あるいは個別のレクリエーション活動の展開過程の分析に終始する研究が多かった。そのため、従来の研究では村落共有空間を所有・管理してきた入会集団や多様な社会集団に関する分析が著しく不足しており、村落共有空間の観光的利用のもつ社会的意義や、それが村落社会や住民生活に与えてきた多大な影響が十分に明らかにされてこなかった。そのような研究動向を踏まえて、本章では地域社会論的な立場から村落共有空間の観光的利用の実態を分析する必要があることを指摘した。

一方、明治期から政策的に進められてきた入会林野の私権化に対する反省や、環境経済学・環境社会学などの分野で展開されたコモンズ論の影響から、近年は日本の村落共有空間に見られる村落構成員による集団的所有・管理が再評価されつつある。しかし、環境保全のための有効な手段として集団的所有・管理を高く評価するコモンズ論の多くは、従来の農林漁業を主体とした生活形態の維持のみを重視し、観光的利用など現代社会の変化に対応した新しいタイプの村落共有空間の利用には否定的な姿勢をとる傾向が強く、大きく変容しつつある日本の農村地域の現実を直視していない点に問題がある。本章では、このようなコモンズ論の限界を指摘したうえで、村落共有空間の利用を促進するとともに地域社会の活性化の実現を図ってゆくためには、従来の集団的所有・管理の仕組みを再検討する必要性が高いことを論述した。

以上を踏まえて、本論文では、集団的な所有・管理のもとに置かれた村落共有空間の特性を活かして、地域住民の合意に基づく観光的な空間利用を実現している事例を分析するなかで、地域社会内部で発生している諸問題を指摘し、それらの問題を克服しうる現代

社会に適合した集団的所有・管理のあり方を検討して行くこととした。

[第2章]

第2章では、長野県飯田市の大瀬木地区を事例として、入会林野の森林資源がもたらす収益がこれまで入会集団に多様な形態で還元されてきた事実を明らかにするとともに、国内林業の不振に伴う山林経営の悪化や流入人口の増加など、近年の入会林野が抱える諸問題への入会集団の対応の実態を明らかにすることを目的とした。全国の多くの入会林野では、従来の農林業的な林野利用の収益性の低下により経営の維持が困難となっている事例が数多く見受けられるが、本章では多くの入会林野に共通するそのような現代的課題の一端を明らかにすることを意図した。

飯田市内の入会林野は大半が財産区という所有形態で維持されており、大瀬木区は7つの財産区に権利を有している。大瀬木区では、入会林野が薪・刈敷・秣等の採取を通じて区民の経済生活を直接的に支える機能を果たすと同時に、大正期からの立木売却による多額の収益が小学校への寄付金等として公益的事業にも積極的に活用され、地域社会の発展に大きく寄与してきた。

しかし、1960年代後半からの林業不振に伴う財産区経営の悪化により、1000haもの広大な林野を所有する四区財産区でさえ厳しい山林経営を強いられている。一方、入会林野の保養施設への貸付等による観光収入が存在する大瀬木財産区では、60haの林野しか所有しない小規模な財産区であるにも拘わらず、四区財産区よりも良好な経営状態にある。飯田市の多くの財産区では、近年の経営難を事業縮小や管理体制の簡素化などの消極的な対応策で克服しようと試みているが、所有林野の活用を伴わない運営には所詮限界がある。こうした状況を踏まえて、本章では、入会林野を単に林地としてではなく「広大な共有空間」としてとらえ、観光的な林野利用の導入なども含めた多様な方法で活用して行くことの必要性を指摘した。

一方、大瀬木区が他区とともに構成している各財産区では、木材の価値の増大に伴つて盗伐等の過度な林野利用が進んだ結果、入会林野の山林荒廃が深刻化した時期が第二次大戦前にあった。こうした山林荒廃は、数カ村入会のような共同体的な規制が機能する範囲を超えた地域集団による共有の場合に発生しやすく、「共有の悲劇」は集団的所有という所有形態そのものに原因があるのではなく、入会集団の管理機能の及ぶ範囲を超えた共有にこそ原因があることも明らかにできた。

[第3章]

本章では、林業的な利用のみならず農地としても重要な役割を担ってきた静岡県沼津市の愛鷹山南東斜面の入会林野利用の変遷過程を明らかにした。

近世以来、入会林野として利用されてきた愛鷹山南東斜面は、明治期にいったんは官有化されたものの、1899（明治32）年に払戻しに成功した。それ以後、愛鷹山組合の管理のもとで開墾地・植林地として地元民に利用され、山麓部の水田地域の生産性の低さを補ってきた。第二次大戦後の農地改革を契機として愛鷹山組合が解体し、山林の多くは大字単位で分割され部落有林として管理されたが、戦後の造林ブーム時に植林活動が活発化するなかで部落有林の個人分割化が著しく進展した。さらに、1960年代後半から企業による投機的な山林の買収が激化するなかで、旧入会林野の多くが企業の所有地となつたが、その後の景気後退とともに買収企業が経営不振に陥り、最低限の森林管理さえなされないまま放置され、著しい林野利用の粗放化を招くに至っている。

入会林野整備事業の論理に従えば、入会林野の私権化（個人分割化）により造林などの林野利用の「高度化」が図られるはずであったが、本章の事例からも明らかなように、入会林野の私権化は必ずしも林野利用の促進に結びついていないのが現実である。とくに、沼津市のような開発圧力の強い地域においては、植林の進んだ個人分割地でさえ林野の売却が進み、林野利用の他律化・粗放化が著しい。

こうした愛鷹山南東斜面における入会林野利用の実態からみても、単に入会林野の解体と私権化を進めるだけでは林野利用の促進を図ることが困難であることは明白である。本章の分析から、住民による自律的な林野利用を図るためにも、入会林野の私権化に固執することなく、林野利用の実態にふさわしい集団的所有・管理のあり方を考える必要性が高いことが明らかとなった。

[第4章]

前章まで明らかにしてきたように、従来からの農林業的な林野利用のみによる入会林野経営はすでに限界を迎えている。こうした現状を踏まえて、本章では入会林野の観光的利用を積極的に進めてきた長野県茅野市の柏原・湯川財産区の事例を取りあげ、入会集団による観光地経営の実態と問題点について検討した。また、第2章で述べた飯田市の入会集団と同様、柏原・湯川においても財産区という所有形態で入会林野を維持してきたこと

から、財産区制度の問題点についても考察を加えた。

蓼科山南西麓には、採草地として広大な入会林野が存在し、貴重な草肥源として厳しい共同体的規制のもとで林野利用がなされていたが、草肥農業の衰退と薪炭需要の低下に伴い、1950～60年代にかけて財産区直轄方式によるカラマツ造林が急速に進行した。一方、1960年代には、すでに別荘地経営が第二次大戦前から進んでいた蓼科高原だけでなく、白樺湖周辺においても入会林野の観光的利用が著しく進展し、白樺湖を抱える柏原においては、就業人口の約半分を観光関連業従事者が占めるに至った。

湯川財産区では1930年から蓼科高原における別荘地貸付を直営事業として行うほか、6つの温泉旅館を所有して入札により財産区民に経営を委託するなど、かなり早い時期から入会林野の観光的利用が進められていたが、1960年に財産区有の温泉旅館を含む入会林野の主要部分が企業に売却された。その要因は、温泉旅館経営を委託されていた財産区民をはじめとする「観光地の論理」をもつ社会集団が、財産区の影響力を排除して独自の自由な旅館経営を望み入会林野の売却に向けて積極的に運動したことや、直営の別荘地貸付事業の失敗などにあった。そのため、現在の湯川財産区では直営観光事業は全く行われていないが、それでも入会林野の企業への貸付等により9千万円以上の歳入があり、それらの収入は所有山林の管理等に有効に利用されている。

これに対して、柏原財産区では今まで入会林野をいっさい売却しておらず、広大な入会林野を今日まで維持している。1950年頃から開始された白樺湖周辺の宿泊施設・別荘等への土地貸付と直営の貸ポート営業により、財産区は優に1億5千万円を超える歳入を得ているほか、財産区民に対して多くの雇用機会を提供することにも成功している。入会林野の観光的利用による収益は、財産管理費や区行政への補助金としてだけでなく財産区民への個人分配等に使用されており、財産区民は直営観光事業によって多大な経済的恩恵を享受している。

以上のように、湯川財産区においては土地貸付・売却収入、柏原財産区では土地貸付や貸ポート営業などの直営観光事業によって、両財産区とも入会林野から多額の収益を得るに至っており、本章では入会林野からの収益が直接・間接に財産区民に還元されている事実を明らかにすることことができた。とくに、直営観光事業を行っている柏原財産区の事例を詳細に分析したことで、外部資本による一般的な観光開発とは異なる入会集団による自律的な観光地経営の有効性を実証することができた。また同時に、観光地経営に伴う事務量の増加などにより財産区役員の負担が著しく増加するなど、人事面で多くの問題を生じ

ていることも指摘し、入会林野の観光的利用を自律的に進めて行くうえで克服すべき問題点についても明確化した。

一方、財産区は地方自治法のもとで特別地方公共団体として位置づけられ、入会集団に属さない住民にも財産収入を享受する権利を認める必要があるなど、従来の入会集団の慣行とは矛盾する様々な規制を受けねばならないが、柏原・湯川では財産区という所有形態が入会林野の維持のために形式的に利用されているだけに過ぎないことが明らかとなつた。しかし、財産区を純然たる特別地方公共団体として認識する立場から市当局が行政的な圧力をかけてくる危険性を常にはらんでおり、いわゆる財産区問題が顕在化する可能性があることも指摘した。

[第5章]

本章では、近年急速に普及しつつあるスクーバダイビングを積極的に導入することにより、ダイバーを主体とした特色ある観光地域へと変貌した静岡県沼津市の大瀬崎地区を取りあげた。そして、観光地域の形成過程をスクーバダイビングの展開を軸にたどるなかで、地先漁場の観光的利用が地域社会にもたらすメリットを明らかにするとともに、地先漁場を利用したダイビング事業の展開に伴って地域社会に生じている諸問題についても考察を加えた。

大瀬崎地区の存在する江梨区では、1950年代まで漁業・農業・薪炭生産の組合せによる複合的な生産体系が見られたが、1960年代に温州みかん栽培への特化が著しく進んだ。しかし、1970年代前半における温州みかん栽培の低迷を契機に、江梨区民による民宿の開業が本格化し、大瀬崎地区に民宿地域が形成された。さらに、1985年には地先漁場の一角にダイビングスポットが開設され、それ以後はスクーバダイビングを目的とする観光客が急増し、現在では年間8万人以上にのぼる多くのダイバーを集めるに至っている。その過程で、民宿等の宿泊施設の大半がダイビングサービスを併設することになり、従来の海水浴客を主体とした民宿地域から全国有数のダイビング観光地へと大きく変貌をとげた。

このようなダイビング観光地の形成過程についての分析から、東京大都市圏からの時間距離の短さ、潜水可能時間の長さ、海中景観の良さなどのダイビングエリアとしての優位性とともに、宿泊施設経営者が季節的な変動の少ないダイバー客を経営安定化のために積極的に受け入れたことがダイビング観光地の成立要因として重要であることが明らかと

なった。また、ダイビングスポットを開設している内浦漁協が徴収する潜水料収入や江梨区の駐車場営業に伴う収益が、公益的事業への支出や日当などの形で江梨区民全体に直接・間接に還元されている実態を明らかにすることで、地先漁場の観光的利用がもたらす経済的なメリットを具体的に示すことができた。

さらに、漁協による共同漁業権を根拠とした潜水料の徴収をめぐって、一部のダイバーが訴訟を起こした事実を提示しつつ、ダイビング観光地としての発展を図るためににはダイバーと地先漁場を管理してきた江梨区との共存関係の形成が不可欠であることを指摘し、その具体的な方途についても検討した。

[第6章]

本章では、共同漁業権をもつ漁協が積極的にダイビング事業を導入して多額の収益を得てきただけでなく、漁業者もポートダイビング営業を通じてダイビング事業の恩恵に浴している静岡県伊東市の富戸地区を取りあげて、地先漁場を利用したダイビング事業の有利性やダイビング事業が地域社会に与えた影響と問題点について実証的に明らかにした。

地先漁場の共同漁業権を有する富戸漁協は、1988年に富戸港付近のダイビングスポットを開設したことを契機に、本格的なダイビング事業を開始した。漁協は、各ダイバーから徴収する施設使用料等のほか、タンクのエア充填業務を自ら掌握することで利益率を高め、年間約2億5千万円もの収益を得ている。また、ポートダイビング営業を通じて漁業者にも一定の収入を保障しているほか、ダイビングサービスに対する料金面での優遇措置をとることで富戸地区だけで35軒ものダイビングサービスの営業が成立しており、漁協・漁業者とダイバー・ダイビングサービスとの間に一定の共存関係が成立している。本章では、こうしたダイビング事業の展開過程についての分析を通じて、このような両者の共存関係の成立が、富戸地区を全国最大のダイビングスポットにまで成長させるうえで重要な要因となったことを明らかにした。

また、前章で取りあげた大瀬崎地区と異なり宿泊施設とダイビングサービスの経営が独立している富戸地区の場合、ダイビングサービスにおける宿泊サービスの提供が一般化するなかで宿泊施設の経営が圧迫され、両者の関係悪化が問題となっていることを指摘した。さらに、伊東市漁協への合併に伴って、入会集団である富戸区の漁協運営に対する影響力が著しく失われ、ダイビング事業による多額の収益が富戸区に還元されなくなっている事実に注目し、漁協の広域合併が一村専用漁場の性格を変化させ、地先漁場からの収益

を地元の地域社会の発展に結びつけることを困難にしていることを指摘した。

[第7章]

現代にふさわしい村落共有空間の集団的所有・管理の仕組みを検討してゆくための手がかりとして、本章では北海道平取町去場における入会林野の所有・利用の実態について明らかにした。北海道は歴史の新しい移住社会であるため、村落社会の構成員の流動性が高く個々の農家の独立性が相対的に高い点において、一般的な日本の村落社会とは異なる大きな特色がみられる。こうした特色をもつ北海道農村における入会林野の所有・利用の実態を分析することにより、観光地化に伴う人口流入などの村落社会をめぐる新たな動向に対応した村落共有空間の集団的所有・管理のあり方を考えるうえでの有益なヒントが得られると考えた。

1893年頃から本格的な開墾が開始された去場では、1910年に国有地約100haの払下げを受け去場共同山が成立した。去場共同山は、内地の母村における入会林野の形態が移入されたもので、当時の荷菜村在住の「全戸」である65名の記名共有で登記され、薪材・用材の採取や馬の放牧などに利用された。また去場共同山から得られた収益は、営農資金の貸付や配当金の支給等を通じて、入会集団に多大な利益をもたらしてきた。

当時の北海道における農家の流動性を反映して、去場共同山の持分権は65分の1として構成員に認識され、それが1株として売買の対象とされたが、規約により荷菜・去場在住者以外への持分権の売買は禁止されてきた。とくに持分権はその経済的価値のみが強く意識される傾向にあり、内地の入会林野の集団的所有に見られる「村落共同体の一員としての保障」としての意味が希薄である点に特徴が見られた。

このような分析を通じて、内地からの移住者により入会林野としての形態が移入された去場共同山は、内地の入会林野と共通した基本的性格を備えているものの、その林野所有・利用の実態は入会集団の社会的性格を反映して、内地とはかなり異質な性格をもつことを明らかにした。内地の農村地域においては、人口流動化に伴って従来の村落社会の性格が変質し、そのような変化に対応した村落共有空間の集団的な所有・管理のあり方が問われている。その意味で、農家の流動性の高さを反映して持分権的な色彩を強くもつ去場共同山の所有・管理形態は、村落共有空間の従来の集団的所有・管理の仕組みを再検討していくうえで重要な参考事例となることを指摘した。

3. 本論文の成果

これまで村落共有空間にみられる集団的な所有・管理は「前近代的」とされ、村落共有空間の集約的な利用を阻む元凶として見なされる傾向が強かった。しかし、本論文において入会林野の私権化が必ずしも林野利用の促進に直結していない事例を示すことで、林野利用の停滞や粗放化の原因が総有という所有形態にあるとする「神話」が明らかな誤りであることを実証することができた。林野の集約的な利用を阻害する原因是、集団的所有それ自体にあるのではなく、入会集団の管理機能の及ぶ範囲を超えた集団的所有に原因があることを銘記する必要がある。

しかし、林業や沿岸漁業の衰退傾向が続く日本の農村地域の現状のもとでは、集団的所有・管理をそのままの形態で維持し、従来からの農林業・漁業的な利用方法に固執するだけでは、もはや村落共有空間の利用の停滞や粗放化に歯止めをかけることができないのも事実である。こうした現状を踏まえて、本論文では入会林野における自律的な観光事業を展開している湯川・柏原財産区と、地先漁場におけるダイビング事業を積極的に展開している大瀬崎・富戸地区の事例を取りあげて、観光事業によって得られる多額の収益が直接・間接に入会集団に還元され、雇用の確保にも成功している地域の実態を明らかにした。また、これらの実態分析により、村落共有空間の観光的利用が入会集団に対して経済的なメリットを与えるだけでなく、自律的な観光地経営を展開することで無秩序な観光開発を防止してきた事実も明らかとなり、入会集団による村落共有空間の管理機能の高さを実証することができた。

しかし、これら村落共有空間の観光的利用が進展している地域では、その社会・経済的基盤をゆるがしかねない重要な課題を抱えるに至っていることも同時に明らかとなった。第一の課題は、村落共有空間の所有・管理形態に関わる問題である。とくに入会林野の場合、明治期以降の一貫した入会林野解体政策のなかで、多様な所有形態で実質的に入会林野が維持されてきたが、本論文のなかで考察した財産区問題のように、その所有形態が入会林野の運営の桎梏となりかねない事態が生じている。また、地先漁場の場合も、共同漁業権の入会権的な性格を認めるか否かをめぐり法的な解釈が二分しており、富戸地区の事例のように観光的利用による収益が入会集団に還元されなくなる危険性も出てきている。

第二の課題は、地域社会内部における住民間の軋轢の問題である。村落共有空間の観光的な利用の進展に伴い、観光関連業に従事する入会集団以外の住民が増加し、地域社会

内部に多様な性格をもつ社会集団が形成された結果、各社会集団間の利害の対立が顕著となりつつある。とくに、入会集団による村落共有空間の独占的な所有・管理は、収益の直接・間接的な分配と結びついているため、入会集団以外の住民の不満を招きやすく、両者の共存関係の形成が、観光地域としての発展にとっても重要な課題となっている。

第三の課題は、入会集団の自律的な観光地経営に伴う役員の負担増加の問題である。村落共有空間の観光的利用に伴う事務量の大幅な増加は、従来は名譽職あるいはボランティア的な色彩の強かった役員に対して過重な負担を強いることになり、それが運営上の大変な課題となっている。とくに、観光地域としての一層の発展を遂げるためには、観光地経営に関する専門的な知識・経験を備えた意欲的な人材が運営に継続的に携わることが必要とされるが、従来の役員体制のもとではそれが困難な状況にある。

こうした現代的な課題を克服するためには、財産区に対して自治体が入会集団の意思を尊重した対応をとることや、海の入会慣行の実態に関する調査資料を蓄積することなどを通じて、村落共有空間を有効利用するための前提となる所有（管理）基盤の安定化を図ってゆく必要性が高いことを指摘した。また、伝統的な村落共有空間の集団的所有・管理の仕組みが現代社会の実態に適合しにくくなっている現状を踏まえて、従来の集団的所有・管理の仕組みを再検討してゆく必要があると考え、そのための若干の提案を試みた。第一は、村落共有空間の利用を促進するために、所有（管理）と利用（経営）の分離をはかる可能性を模索することである。これにより、入会集団内外の有能な人材が新しい空間利用を実現してゆく条件が整備されるとともに、利用者の範囲を入会集団以外にも広げることで、都市住民が村落共有空間の利用に参加する機会が与えられ、多様な人材を実際の運営に活かす可能性が開けると考えた。第二は、地域社会の内部における入会集団とそれ以外の住民の社会的な摩擦を軽減するとともに、空間管理に必要な資金・労働力の不足など入会集団が直面しつつある問題の解決をはかるために、新規加入者の受入れに対して入会集団が柔軟に対応することである。都市住民など地域社会の住民以外の人たちを入会集団に加入させることについては、入会権の消滅につながる危険性があるため慎重な対処が必要と考えられるが、定住意志が明確で村落共有空間の運営に積極的な参加を希望する住民に対しては、出役などの入会集団の義務を果たすことを条件として、将来的には持分権としての入会権の取得を認めてゆく姿勢が入会集団には求められよう。こうした集団的所有・管理の仕組みのもとで、村落共有空間の有効な利用が促進され、持続的に地域社会が維持されてゆくことが重要であると考えた。